

〔全人口〕 / 〔就業者数〕 ……………〔2〕

でなければならない。

④正しい計算方法が明らかにする事実とその提起する課題

1960年頃から最近時点までの統計に即して上の〔2〕式の結果をみると、その比率はほぼ2倍で安定していたことがわかる。すなわちこの間、「現役」はその労働を通じて自分を含めて約2人分の成果を生み、経済と社会を支えてきたことになる。ここから、この「2倍」という比率を維持できるなら、われわれは将来世代に現在と大きく変わらない生活水準を保証できるという結論が導かれる。

われわれの前にある問題は、いかにして日本社会はこの比率を維持できるかである。「人口」が変動要素でないことはすでに明らかにした。問題はその他の要素である。

上の「2倍」という比率の安定を支えてきたのは、ひとつには就業率の高まりであり、もうひとつは「少子化」であり、そして基盤になってきたのは技術革新による労働生産性の上昇であった。今後も就業率と国民一人当たり生産性の上昇がはかれるならば、社会保障の水準も現在と同程度に維持することが可能である。

必要な生産性の上昇率を実質成長率に置き直せば、およそ1%程度と考えられる。日本経済の潜在成長力は少なくとも2%程度と考えられるから、その潜在成長力を完全に発揮する条件を整えるなら、社会保障水準を維持してなお余裕があることになる。

⑤「少子化」は社会の再生産力の問題

「少子化」から当面する社会保障の（特にその財政の）危機を説明することは誤りであることは、以上から明らかとなった。社会現象としての「少子化」は、社会保障という特定領域を越えて深刻な社会問題である。「少子化」と同時に社会問題化している「虐待」、初等教育における「学級崩壊」、そして殺人を含む凶悪犯罪の低年齢化など一連の現象は、この社会が次代を担う世代の育成に重大な問題をはらんでいることを示している。端的に言えば日本社会は自らを再生産する基本条件が危うくなりつつある。出産・育児を忌避するような動きは、そのひとつである。「少子化」問題はこうした社会的文脈のなかで深刻に受けとめられるべき問題、あえて言えば社会病理的現象であって、全社会的な対応を必要とする。社会保障の財政問題などという狭い筋穴から扱っては問題の深刻さから目を逸らす結果となるおそれがある。少子化時代の子どもたちが将来の社会の担い手になるための施策は、社会保障分野を越えて社会あげて取り組むべき課題である。

(3)「2025年以後」の問題

当面の社会保障制度をめぐる制度議論は2025年を射程にしているが、その後も高齢化が進むことは避けられない動きにある。そこから、2050年という遠い将来を含めた財政計算がされることになる。だが、そのような計算には根拠がない。統計的に使われるのは人口推計であるが、それは仮定にもとづく推計であって予測ではない。今回の「将来人口推計」を前回と比較すればわかるとおり、その仮定を少し変えれば結論は大きく変わる。重要な要素である労働力率も賃金・所得水準も2025年以後についてはまったく予測できない。無理に予測する場合には、それらを現状もしくは2025年に予測されるもので固定することになる。だが、それが正しいだろうか。女性や高齢者の賃金も、男性の労働時間も、著しい格差と矛盾をはらんでいる。そのような格差や矛盾を半世紀先にも変わらないと仮定するのは、改革をあらかじめ放棄するのと変わらない。「2050年」は、予測の問題よりも改革の問題として位置付けるべきテーマである。

したがって、年金当局が一貫して採用している将来の年金保険料水準(「最終保険料率」)の算定方法も全面的に検討し直すべきである。

1. 公的年金制度の役割について

(1) 高齢者家計の主たる柱としての公的年金

公的年金がどのような役割を果たしているかは、現在の高齢世帯の収入に占める割合をみればよい。平成12年度「国民生活基礎調査」によれば、高齢世帯の収入に占める「公的年金・恩給」の平均的な割合は、過去10年間およそ60%程度で推移してきた。それが60%以上の世帯の割合はこの期間に次第に高まって統計上直近では約80%に、また80%以上を占める世帯の割合も次第に高まって70%に達している。さらに公的年金が収入の100%(年金だけしか収入がない)世帯が約6割いる。およそ8割が平均水準かそれ以下にあることは、高齢世帯の所得にきわめて大きな格差があること、その割合が高まっていることは格差が拡大していることを物語っている。平成12年版『厚生白書』は、やや時点は前のデータになるが「国民生活基礎調査」の個票にさかのぼった分析にもとづいてこの点にメスを入れ、所得階層十分位別、世帯類型別に社会保障給付が所得に占める比率示して、「〔第7分位までの〕中間層以下では、社会保障が高齢者の所得の多くを支えており、仮に社会保障がない場合と比べると、所得格差の是正に大きく寄与しているとともに、高齢者の所得保障に重要な役割を果たしている」と指摘している」ことを明示した。世帯類型別分析で特に所得水準の低い女性単身世帯に注目すると、1997年(平成9年)では年間総所得172.6万円に対して公的年金・恩給は122.2万円と、その比率は70.8%になる。同じ数字は1985年には61.1%であったことから、公的年金・恩給の占める比重がかなり高まったことがわかる。それと同時に、月額で10万円程度というその水準にもあらためて注意をひかれる。より低い年金しかないため独立して生計を営むのが困難な高齢者は、家族と同居してようやく生計を維持できていることも同白書のデータは示している。

統計データが示すのは、公的年金が高齢者の生活の支えとなっており、しかもその比重が増しているという事実である。

(2) 「セーフティネット」とは何か?

年金の基本問題は給付水準である。「公的年金制度の役割とこれにふさわしい財政方式および財源等」と題された年金局の提出文書(以下「局文書」と呼ぶことにする)は、公的年金を「国民のセーフティネットの中心」と定義(?)している。ここで「セーフティネット」とは何か? どのような水準を示す言葉なのか? 肝心な点がまったくあいまいである。

「セーフティネット」には広い意味を込めて語られる。年金水準に即して言えば、“安心して老後を過ごすに足る水準”から“かろうじて生命を維持するに足る水準”までいかようにも受け取れる言葉である。そして最近の風潮は後者の意味で、すなわち「ミニマム生計費」に引きつけてこの言葉が用いられることが多い。さらに、公的年金はこのままでは維持不可能で水準の再引下げは避けられないとの意見も少なくない。年金局はこの「ミニマム」まで公的年金を引き下げることを含意して「セーフティネット」なるあいまいな言葉をあえてここに用いたのかどうか、明らかにすべきである。

国民の「ミニマム」生計費の水準は生活保護基準に定められている。その生活保護受給者は公租公課を免除される。言いかえれば、生活保護基準を公租公課分だけ上回った年金

が「ミニマム」ということになる。この点を踏まえて、公的年金と生活保護との関係を制度論として明らかにすべきである。それが「水準」議論の出発点となろう。

(3) 年金と生計費

その年金水準について「局文書」は、「老後生活の支えとして実質的に価値のある年金額」という表現をしている。その内容は「自らが高齢で働けなくなった時に、その時々の現役世代との比較においてバランスのとれた、老後生活の支えとなる水準」と説明される(3)の②)。これまたあいまいな表現というほかはない。少なくとも次の点を明確にすべきである。

① 高齢期の生計費との関係はどうか？

「老後生活の支えとなる水準」ということは、生計費との関連で言われることである。では老後の生計費のおよそどれほどを公的年金でカバーすべきか。ここがポイントのひとつである。先に(1)でみたように、高齢者世帯の約8割が生計費の6割以上を公的年金に依存している現状にある。この現実をふまえて生計費に対する年金の関係を明確にすべきである。

その際、支出項目で食料費などの「基礎的支出」から教養娯楽費や交際費などの「選択的支出」をスペクトル状に並べてカバーする範囲を議論するのは失当である。教養娯楽費に数えられる新聞購読料やNHK受信料などは必要生計費である。交際費にしても、かつての同僚の葬儀に参列してかつての友人と出会い、また遺族に慰めの言葉をかける香典など、引退後の生活にとって欠くべからざる社会関係の費用と考えなければならない。支出項目により「基礎的」か「選択的」かが区別されるのではない。すべての項目に「基礎的支出」は含まれると解釈すべきであり、それらを含めて「老後生計費の基本部分」を公的年金はカバーすべきである。

他方、ゴルフや海外旅行などの楽しみは基本部分とは言えない。孫の小遣いなどは本来親が出すべきもので生計費を構成しない。純粹の選択的支出は、自助努力にまつべきものである。

② 現役世代との比較

ここでの「バランス」もあいまいというほかはない。「所得代替率」といえよと、なぜこうした概念の明確な表現を避けるのか？

だが、何と何との「代替」かを明確にしないで「代替率」の言葉を用いても無内容である。直接生計費に充当されるのは額面上の収入ではなく、公租公課を控除された後に残る「手取り」(世帯ベースで言えば可処分所得)である。したがって、基準になる「現役世代」の収入についても、それと比較される年金についても、両者とも「手取り」で「バランス」をみる(いわゆる「ネット・ネット方式」)のがもっとも妥当な方法ということになる。医療保険、介護保険などの保険料の引き上げに加えて年金に対する課税も強化される動きにある今日、年金で暮らす高齢者の公租公課の現状と将来見通しを明示することが議論の前提として必要である。

③ 「その時々」とはいつのことか？

「現役世代」の所得は動く。「局文書」の文言を文字どおり解釈するなら、年金はその変動を反映すべきものと読めないこともない。だが現行制度はそうではない。前回法改正で賃金スライドを廃止して物価スライドだけにした結果、現役世代の賃金の変動は、裁定以後反映しないこととなった。年金局の試算の前提に立てば、年金は次第に現役世代賃金に比べて低下する(代替率が低下する)仕組みとされたわけである。これは「バランス」

と背理するのではないか？

「その時々」とは「受給開始後もその時々でみて」という意味でいわれるべきである。このためには、賃金（手取り賃金）スライドの復活がぜひとも必要である。

物価スライドがあれば「実質的な価値」が維持されるわけではない。

第1に、公租公課が増えれば手取り年金額は減る（事実、介護保険料は年金から差し引かれる）。

第2に、社会生活の基準が変動し、高齢期になってから新しく用意しなければ社会生活に支障をきたすものも出現する。最近の例ではパソコンの機種更新がある。2年前の機種では使い物にならない激しい変動に、物価スライドだけでは対応できない。そして、キーボード操作によるボケ防止にとどまらず、インターネットや電子メールなど、パソコンを社会参加の手段とする高齢者はますます増えつつある。

(4) その他の用語に関連して

①「確実性」：代替率が次第に低下していく現行制度は、水準についての「確実性」を失っていると見るべきである。

②「終身性」：これは年金の役割ではない。年金が老後の所得保障という役割を果たすために必要な機能である。

③リスク：「局文書」の用語法に関する限り特に問題はないと思われるが、公的年金が保険方式をとっていることを根拠に「保険原理」を機械的に振りまわす論者（「保険原理主義者」）とも言うべきか）から、「長生きするリスク」などが語られる事情を勘案すれば、この用語法には特別な注意が必要である。

註：文中「リスク」を「不確定要因」と注記しているが、統計学の立場からは議論を呼びかねないので注意が必要である。「リスク」とは一般に「危険」であり、統計的な予測が出来るものをいうのに対し、予測できないものを「不確実性」というのが古典的な統計学の立場と聞く。他方、「危険」と「不確実性」とを厳密には区別しない論者もいるという。数理課長の判断は？

(5) 総括

総じてこの項の記述はあいまいな点多すぎる。年金の基本は水準である。その基本となる論点を意図的にあいまいにしているきらいがある。そうしたあいまいさが不信を広げるのである。

前回改正（改悪）で年金局は、将来の年金水準を示すのにそれまでの「現在価格表示」を説明もなく放棄して「将来額面表示」に変えた。それには賃金と物価の将来見通しを仮オキするほかなかつた。だが、物価見通しなど短期でさえむづかしい。賃金についてはなおさらである。もともと物価や賃金は年金制度にとっては外的な要素にすぎない。制度変更にもなう水準の変更は、あくまで現在価格で表示するのが明快であり、前々回まではそのようにしてきた。将来水準の姿を意図的にあいまいにするために前回はそれを放棄したのだと考えられる。

今回の改正議論では、かつての正しい伝統に復帰し、現在価格表示に戻ることを明らかにすべきである。

2. 公的年金の財政方式について

(1) 賦課方式（世代間扶養）を基本とする

公式には「賦課方式」といわず「修正積立方式」という呼称に執着するのか、その理由を説明すべきである。厚生年金法で言う「修正積立方式」は、昭和29年の制度出発点から昭和48年（福祉元年）まで、同福祉元年のスライド制導入から昭和60年大改正まで、それ以後、の3期にわたって、言葉は同じながらその意味が変わってきたはずである。新世紀最初の制度改正に当たり、この意味変化とその背景について、部会として共通認識をはかることが望ましい。

(2) 賦課方式と積立方式

「局文書」の(3)で整理されたメリット・デメリットは一般論である。現実の問題は、賦課方式にかなり近い現行方式から積立方式へ移行する場合に発生する「二重の負担」である。この重要な点を指摘していないのは理解に苦しむ。

(3) 積立金について

「局文書」が(3)の③で「マクロの貯蓄・投資バランス」に言及したことは、画期的と評価される。この観点は、全体にわたって貫かれるべきである。しかし「局文書」はそのように書かれていない。積立方式で生まれる「あまりにも巨額の積立金」はデメリットが大きい、それより小さな積立金なら影響は小さい、というのはこれまたあいまいである。完全積立方式の場合の「あまりにも巨額」とはどの程度の規模か、それに対して今政府が念頭に置いている額はどの程度か。前回財政再計算によればおよそ3分の1程度にまでなったのではないか。すでに現在の140兆円（基金管掌分含めて180兆円）でも十分に「あまりにも巨額」の範疇に入る。

「超長期の将来に向けて、年金の実質価値（＝購買力）維持を可能とする運用収益を確保できる金利が保障されているわけではない」（(3)の①）という説明は、(4)末尾のアンダーライン部分の保険料上昇抑制効果の数字にもそのまま適用される。すなわち、(4)末尾の運用収益もまた、「獲らぬ狸の皮算用」というほかない。

ちなみに、旧年金福祉事業団～現行基金で行なってきた「自主運用」の結果はどうであったのか、それが予定した実績を上げていないのであればそのツケはどこへしわ寄せされるのか、資料は恣意的な将来推計よりも、このような「実績」についてこそ示すべきである。

公的年金は、不確実な運用収益などに依存するべきではない。85年大改正当時の精神に立ちかえり、高齢化が進んだ段階では積立金を事実上ゼロとする財政設計に戻るべきである。

(4) 少子高齢化との関係

「賦課方式が積立方式に比べて人口構成の変動の影響を受けやすい」との記述は、積立方式なら人口変動の影響を免れるとする説と同様あいまいな俗論にすぎない。賦課方式であっても人口変動の影響を相殺することは十分可能である。先の「ネット・ネット方式」はそれに役立つ方式である。

その理由はこうである。年金受給者数が増えて年金総支給額が増えれば、現役世代の負担が増え、手取り賃金が相対的に低下する。年金額はこの手取り賃金の動きに連動して変動するので、年金額も相対的に低下する。こうして人口変動の影響は年金水準によって調整される。その低下したところで可処分所得ベースの代替率は維持される。すなわち、手取り賃金スライド方式は、人口変動に対してひとつの自動調整機能（ビルトイン・スタビライザー）として機能するのである。

前々回（94年）改正で導入された「可処分所得スライド」にはこうした意義があった。だが年金当局はこの意義を理解せず、単なる水準切下げの手段としてしか考えなかったのである。

註：連合の将来保険料率推計。なお、連合総研編『活力ある福祉社会』所収の栗林論文の当該箇所をも参照。

3. 公的年金制度の財政方式について

この項の記述はきわめて意図的かつ非論理的であり、まったく納得でない。

(1) 社会保障が「自助と自立」？

「社会全体が連帯し、国民一人一人が保険料を納めるという自助努力を果たしながら、互いに支え合う」((1)の①)とは、ほとんど理解を絶した文章である。「自助努力」とは、社会保障以外の私的的努力をいうのではないか。「公助・共助・自助」という分類はそれに根拠を持っていたはずである。ところがここでは「公助」がすなわち「自助」だというおそろしい混乱が導かれている。

さらに(8)の①では、税方式が「国が国民の老後生活を丸抱えする仕組み」と注記されている。これは、「民営化」の論者が社会保障に向ける論難と軌を一にした論理である。

社会保障は、上の3類型を適用するなら「公助」である。その精神は「社会連帯」である。その給付は個々人の生計費を100%カバーする水準にはならない。その不足分は、共済制度のような「共助」や、貯蓄・私的年金のような「自助」で補完されるという関係にある。年金局は、まずこの初歩的な認識を共有してもらいたい。これを否定するのなら、それにふさわしい論理建てを用意してもらいたい。

(2) 税と社会保障は相対的

社会保障方式も税方式も、社会保障の財政方式であることに変わりはない。強制適用の社会保障の保険料は、実質的には目的税である。わが国でもたとえば国民健康保険の保険料を「国保税」として徴収している市町村もある。また諸外国で形の上で「保険料」となっている、税と同時に税務当局の手で徴収するところもある。「欧米先進諸国ではほぼ例外なく社会保障方式」((2))というのはこうしたケースを「保険方式」と呼んでいるにすぎない。

問題は、拠出者の同意と納得であり、その基盤は制度に対する信頼である。基礎年金制度はその面で危機的な状況に陥っている。「年金の未加入者・保険料未納者は全公的年金加入対象者の5%にすぎない」((8)の⑥)とは重要な記述である。3年前の『年金白書』では「4%弱」となっていた。それがごく短期間に「5%」になったということは、25%以上も増加したことになる。「空洞化」は急速にすすんでいるわけである。この「5%」

は「全公的年金加入対象者」に分布しているわけではない。事実上「自主納付」となっている第1号被保険者とその対象者だけである。それに限り、「免除」者を加えれば、4割近くに達する。

「局文書」は、未加入・未納の者は「所得面で納付者と大きな差異がない」（同）としている。つまり、保険料が高くて払えないのではない。払えるが払わない、加入しない、のである。国庫負担分が入っており、スライドがあり、倒産ということも考えにくい国民年金に入らず払わず、民間の個人年金商品を買っている人の存在は、制度に対する不信以外のなにものでもない。「局文書」はこの存在をできるかぎり過小にみようと懸命である。だが、その懸命さは事実から目を逸らすものであって、とても賢明とはいえない。

(3) 税方式は「第2の生活保護」？

(6)および(8)の③で繰り返されているのは、“税方式ならミーンズテスト”という固定観念である。これは先にみた「国家による丸抱え」にも通じる旧内務省的・統制的発想である。わが国の福祉社会保障はながらくこの思想と、それにもとづく制度すなわち「措置制度」に染め上げられてきた。この措置制度からの脱却が課題にのぼっておよそ5年、旧社会福祉事業法はその方向で改正をみた。だが年金局（だけ？）は、あいかわらずこの措置制度の発想にしがみつき、それを足場に「所得制限」だ「第2の生活保護」だと脅迫的な言辞を弄しているのは、厚生行政としての一貫性を疑わせるだけでなく、年金局の極端な保守性を示すことにもなっている。

例に挙げられた児童手当など、所得制限を撤廃することが合理的である。しかし、年金と生活保護は（たとえ税を財源としていたとしても）基本的に性格を異にする。両者の区別を明確にするよう最初に求めておいたのもそのためであった。

「年金制度の体系・給付と負担等」についての意見

社会保障審議会・年金部会委員

大山 勝也

山口 洋子

向山 孝史

1. はじめに

私たちが年金制度の体系および給付と負担等について考える上では、第4回年金部会で示した『「公的年金制度の役割と財政方式等」についての意見』における基本的考え方を前提に、意見を述べることにする。

○公的年金は、高齢者家計の主たる柱としての役割を果たしており、今後とも老後生計費の基本部分を保障する給付水準を確保することが必要である。

ここで言う「基本部分」は、「最低生計費（衣食住）」＋「税・社会保険料＋医療・介護費」＋「基本交通・通信費」＋「基本教養娯楽費」＋「冠婚葬祭費」などつましく暮らせるだけの水準である。

○1985年改正で「国民皆年金」を旗印に導入した「基礎年金制度」は、空洞化の進行をはじめ、いくつもの問題点を露呈しながら今や破綻に瀕している。第一号被保険者の自主納付による未納率と保険料徴収コストの上昇をもたらしている。

真の「国民皆年金」の確立こそが国民の公的年金に対する信頼回復の基礎であり、全住民を差別なく対象とする「普遍主義」に基づく基礎年金制度を確立しようとするれば、自主納付の制度では無理であり、税によることが本道である。

1. 公的年金制度の体系について

○わが国の年金制度は、第2号被保険者の被用者グループでは、1、2階を通じた所得比例の定率負担で、給付は定額年金（1階部分）による所得再分配と報酬比例年金（2階部分）の2階建て構造となっている。

現役時代の主たる収入源が賃金である被用者グループにおいては、高齢となり退職する際には主たる収入源を喪失することから、引退前の所得水準が一定程度反映される現行の2階建て方式を、今後とも維持すべきと考える。

しかし、現役時代の賃金、退職金、企業年金等に大きな格差がある現状では、現役時代の所得格差を高齢期にそのまま持ち込まず、公的年金の果たすべき役割を満たすためにも基礎年金制度に税方式を導入した上で基礎年金比率を高めるなど、所得再配分機能を現行以上に強めるべきである。

○第1号被保険者の自営業者グループについては、定額負担・定額給付の基礎年金のみのため、所得再配分は行われていない。自営業者にも所得比例の年金が望ましい

としても、最大のネックは所得捕捉による保険料の算定が困難ということである。
被用者グループと自営業者グループでは、就業形態（定年の有無）などの違いによる稼得所得等を踏まえれば、現行の体系とならざるを得ないのではないか。

○現在、第1号被保険者は、自営業者、農業者等だけでなく、厚生年金任意加入の5人未満の個人事業所等に雇用される雇用労働者などの被用者が26.4%（「1999年国民年金被保険者実態調査」）となっている。本来雇用労働者であるこれらの人々は、現状では、第1号被保険者として定額の基礎年金のみの給付となる。前述した被用者に対する公的年金の役割を踏まえれば、これらの人々に対し、厚生年金の適用を拡大すべきであり、事業所規模にかかわらず雇用労働者は厚生年金の強制適用とすべきである。

2. 給付と負担について

○今後とも老後生計費の基本部分を保障するためには、将来にわたって基礎年金と厚生年金とを合わせた給付水準は、ネット・ネットの所得代替率55%を保障することで国民に「安心の給付」が実現できる。これを超える部分は、稼得収入や貯蓄その他で家計が直接負担する。

○現役世代の公的年金制度に対する信頼を得る上で欠くことのできない条件は、現役労働者の賃金水準と年金受給者の年金水準との適正なバランスを維持することである。具体的には、在職時の勤労収入の一定割合（ネット・ネットの所得代替率55%）を保障する水準を、将来にわたり確保する。そのため、既裁定者の年金額の賃金スライドを復活させる必要がある。

○厚生年金に加入している女性は、加入期間が短く、賃金も低いことから男性に比べ半分程度の年金額である。今後増加する女性単身世帯の老後生活保障という観点からも、給付水準を考慮する必要がある。

○今後、給付水準について議論する際には、名目ではなく現在価格で行うべきである。

○わが国の年金の給付水準が国際的に見て高いか低いかを論じるのであれば、諸外国における負担の水準や高齢期における消費支出、所得代替率、モデル年金での比較なども合わせて検討すべきである。

○「少子高齢化が急速に進展する中で、保険料負担の水準を段階的に引き上げていくことが必要」とあるが、今後の保険料負担の上昇をできるだけ抑制するために、以下の措置を講ずる必要がある。

①基礎年金の給付に必要な国庫負担割合を早急に2分の1に引き上げ、近い将来、税方式への転換をめざす。

- ②年金給付に必要な額以上に引き上げている「段階保険料方式」を見直し、積立金を取り崩して保険料の引き上げを抑える。(積立金はその運用収益によって将来の年金保険料負担を抑制することが目的とされているが、見込み通りの収益を長期にわたって上げ続けられる保証はない。)
- ③公的年金の役割を踏まえて、在職老齢年金制度を廃止し、年金を含めた総所得に課税し、その税収を年金給付にあてる。これによって現役と受給者のバランスをはかり、保険料の上昇を抑制する。
- ④高齢者や女性の就業環境を改善し、社会保険の適用対象を拡大して、年金受給者に対する被保険者の割合を高める。

○公的年金の保険料率は、これまでおよそ5年毎に引き上げられてきた。こうした方法では保険料引き上げの年には手取り賃金が減ることも起こる。他方、給付面では物価スライドは原則毎年実施されているので、保険料率の引き上げも必要に応じて小刻みに実施するように改めるべき。

3. 社会経済情勢の変動に対する考え方

○1994年改正で、賃金スライドの方法を可処分所得スライドに変更したが、現役賃金を手取りとしながら年金は総額となっている。高齢者も健康保険料や介護保険料を納めていることから、年金額も手取りで比較することが可処分所得スライドを活かすことになる。

手取り賃金と手取り年金の比率を一定(ネット・ネット方式)にすると、高齢者比率が高まり現役世代の負担が増えれば、年金水準はそれを差し引いた手取り賃金の伸びによって制約される。これは、人口変動の財政的影響が自動的に調整され(ビルトイン・スタビライザー)、現役世代と高齢者世代とのバランスをはかることができる。

○公的年金の将来は、経済成長に左右されるため、経済活動の活性化が今後の社会保障の基盤である。今後の保険料負担を抑えることにより、労働者家計の消費活動と企業の投資行動の拡大を支え、わが国経済の潜在力を発揮することができる。

4. 少子化対策と年金との関係

○今後増加する「婚外子」の扱い、移民の問題、さらには少子化対策として、保育所費用・教育費等への支援を年金制度の中ではなく、国全体として取り組むべきである。

5. 医療・介護施設入所者の年金

○年金受給者に限らず、病院や特別養護老人ホームなどの施設に入所した際の個室居住費相当分は、基本的に利用者が支払うことが望ましい。

以上